

- 備考
- 1 土地面積について、その他とは、鉄道事業の用に供している土地のうち、線路用地及び停留所用地以外の土地をいう。
 - 2 土地面積は、小数点第1位を四捨五入すること。
 - 3 本線延長は、営業キロ単位で計算し、小数点第2位を四捨五入すること。
 - 4 まくら木敷設延長、道床延長及びレール重量別本線軌道延長は、小数点第2位を四捨五入すること。